

各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
各都道府県知事  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長  
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長  
全国農業協同組合中央会会長  
一般社団法人中央酪農会議会長  
公益社団法人中央畜産会会長  
公益社団法人日本農業法人協会会長  
独立行政法人農畜産業振興機構理事長

殿

農林水産省生産局長

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成29年法律第60号。以下「改正法」という。）が平成29年6月16日に、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第271号）及び畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成29年農林水産省令第61号）が平成29年10月27日に、それぞれ公布され、平成30年4月1日から施行されることとされている。

改正法による改正後の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）においては、今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備する必要があることを踏まえ、生産者補給金の交付対象の拡大、指定事業者に対する集送乳調整金の交付、生産者補給金等交付に関する措置の恒久化等を措置しており、これらの内容についての留意事項については、以下のとおりであるので、制度の円滑かつ適切な実施が図られるよう、関係者への周知、指導をお願いしたい。